

# 向日市立図書館雑誌スポンサー制度募集案内

向日市立図書館の雑誌を広告媒体として利用しようとする事業者（雑誌スポンサー）様を募集します。

## 1 内容

雑誌スポンサーとして雑紙の購入費用負担していただきますと、提供いただいた雑誌の最新号カバーにスポンサー名など掲載するほか、当該雑誌書架に広告を掲示しますので、図書館利用者へ企業や商店、団体などのPRをしていただけます。

また、雑誌スポンサー様の社会貢献活動を周知することができます。

## 2 募集対象

対象は、1年以上にわたり雑誌を継続して提供していただける企業又は個人の事業者様、公共的団体、特定非営利活動法人様などです。

## 3 広告の方法

提供された雑誌の最新号カバーに、スポンサー名、住所、電話番号、ホームページアドレスを掲載するほか、書架にスポンサー様の広告を掲示します。

① カバー広告は図書館で作成し、シールのサイズは縦63ミリ、横120ミリ、白地に黒文字で表記します。なお、盗難防止等のため雑誌を書架に展示しない場合があります。

② 書架の広告は、A4サイズで、スポンサー様が任意で作成していただけます。ただし、名称、連絡先は表示してください。

## 4 広告期間

広告の掲載期間は年度単位とし、4月1日から翌年3月31日までの1年間としますが、年度途中からの申込みは、当該年度最終発刊号までとなります。

なお、期間満了の2か月前までに解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとします。

## 5 雑誌の種類

図書館が作成した雑誌リストから、受付順に雑誌を選定していただきます。なお、年度途中での雑誌の変更はできません。（休刊、廃刊等を除く）

## 6 申込

申込書に、書架掲載広告案（A4）、スポンサーの業務内容がわかるものを添付して提出してください。

## 7 支払い

決定すれば、購入費用を一括前払で、指定する雑誌納入業者に、指定期日までに直接支払っていただきます。

なお、支払済みの雑誌経費等については返還しませんので、ご了承をお願いします。

## 8 その他

詳細は、次の要綱等に基づき実施します。

- ・向日市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱
- ・向日市立図書館雑誌スポンサー制度運用基準
- ・向日市有料広告掲載基準
- ・向日市有料広告の掲載に関する要綱